

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

介護職員の処遇改善につきましては、これまで何度か取り組みが行われて来ましたが、令和3(2021)年4月の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」の要件が緩和されました。そして当該加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

- ① 現行の介護職員処遇改善加算ⅠからⅢを算定していること
- ② 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ③ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

③の「見える化」要件とは、令和2(2020)年度からの算定要件であり、介護サービスの情報公開制度や自社のホームページを活用し、新たな加算の取得状況や賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることが必要となります。

これらの要件に基づき、蒼和における具体的な取組みを下記の通り公表いたします。

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	社内研修等を通して、経営理念や支援方針等の浸透を図っている
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	資格取得のための費用補助、研修受講のための日程調整をしている
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員精度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備	常勤社員を多く雇い入れていることで、急な事情による当日欠勤も可能となる柔軟性の高い勤務シフトとなっている
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	職員休憩室を確保している
生産性向上のための業務改善の取組	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	作業手順書を作成している
やりがい・働きがいの構成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	毎日ミーティングを実施している